慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	訳者リプライ
Sub Title	
Author	鈴木, 智之(Suzuki, Tomoyuki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1999
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.4 (1999.) ,p.122- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評/リプライ
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19990000-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田社会学第4号（1999）

訳者リプライ

鈴木　智之

葛山さん。突然のお願いにもかかわらず、書評という割の合わない感じのする仕事を快く引き受けていただきありがとうございました。非常に丁寧に読んでいただき、かつ本質的な問いを提示していただいたと感じております。「訳者」という身分で書評へのリプライを書くというのは、どこか身のおき所が定まらない感じがしますが、ここでは逆にその立場を利して、著作の擁護というよりは、指摘された点をさらに検討されるべき問題の糸口として受け止め、考えるところを少し書き連ねてみようと思います。

大きく分けて、葛山さんからは二つの疑問が提出されました。

第一の疑問は、本書が「探偵小説」というジャンルを対象に据えながらも、その主題化の焦点が探偵小説の定型を逸脱し、その境界を超え出てしまうもの－探偵＝犯人という形を持つ捜査の物語－に置かれ、しかもその偏向的な対象設定がオイディプス神話を持ち出すことでしか正当化されていない、という点に向けられています。その結果、「探偵小説」と「探偵の物語」、「探偵小説」と「探偵小説的要素を持った正統文学」の区別が曖昧化されているのではないか、ということです。確かに、素直な感想として、探偵が犯人と同一化してしまうというような「探偵小説」がそうそうたくさんあるわけではない。なぜ著者はその例外中の例外にジャンルに内在的な論理を見いだすことができるのか。そういう疑問はわいてきます。

「逸脱の中に典型を読む」という操作を本書は意識的に行っているように思います。が、その根拠が曖昧なままであると受け取られるとすれば、それはその戦略が充分に功を奏していないということなのかもしれません。しかし、その評価の問題はここではひとまず措きます。考えてみなければならないことは、こうした「逸脱的なものの内に本質的なものを読む」という手続きがいかなる理由から選択されているのかという点にあります。

私の思うところ、そのひとつの論点は、物語はいかにして定型－ジャンルとして共有された、ひとまずは閉じた形式－を獲得しているのかということに関わります。J．デュボアの発想の中には、物語は常に何事かを隠蔽する、あるいは先送りすることによって閉じた形式を獲得するという認識があります。おそらく、そこで隠蔽され先送りされているものは、物語の発動を促したモティベーション、初発の問いであると言ってよいでしょう。ひとつの問いに促されて物語は生起するものの、それを物語として完成させるためにはその問いをどこかではぐらかし、封じ込めなければならない。物語を作品化するとは、常にそうした矛盾を抱え込む作業なのだということです。したがって、物語作品に対する読みは、いかなる問いが物語の生産を駆り立てているのかを解き明かすと同時に、その問いについて何が語られずに終わったのかを暴くという作業になっていきます。探偵小説は、ジャンルとしてきれいに

閉じた形式性を持つ物語形式ですから、逆にその定型によって秘匿されている「秘密」の所在が問われねばならないわけです。

しかし、まさにモダンの言説空間の中に立ち上がるその物語は、語りそれ自体の基盤に対する不断の自意識を備えています。そして、その自意識は、個々の作品がそのジャンルを支えている約束事(コンベンション)に対して遊戯的な距離をとり続けるという形をとって現れてくるでしょう（評者も言うように、作り手も読み手もジャンルの制度的性格を知った上で、それを遊んでいるということです)。それによって、この「文学」は、自らの語りを動機づける何かを秘匿しながら、同時に、遊戯的な自己相対化の身振りを通じて、その秘匿の手口を暴いてしまうという屈折した二面性を持って立ち上がってくることになります。この屈折から、「定型」と「逸脱」との、ともすれば逆立した関係（逸脱の中に定型の本質を説く鍵がある）が生じているのだとは言えないでしょうか。

いずれにしても、ひとつのジャンルが自律的な構造を持つということは逆説的な事実を孕んでいるように思われます。一方で、「探偵小説的なるもの」の自意識を追いかけていくと、どこかでジャンルの境界を超え、「私小説的なるもの」や「自伝的なるもの」との区別をなしがたくなってしまう。ところが、その一方では、性懲りもなく同じ鋳型によってくりぬかれたステロタイプ化された物語－いわゆる「探偵小説」－が再生産されていく。この両面性を抜かりなく見通す視点を獲得することが、ジャンルの研究にとって重要な点かもしれません。

もうひとつの疑問は、探偵小説の制度的性格に関して提示されています。探偵小説がひとつの制度であることは、すでに書き手にとっても読み手にとっても自明のことであり、その自覚のもとにジャンルに対するマニアックな消費形態が生じ、作品への遊戯的な距離がうまれている。であればこそ、同じオイディプスの神話を語りながらも、精神分析という制度がその「真実性」を主張するのに対して、探偵小説においては「虚構性」を前提とした（作者と読者の、読者とテクストとの）関係が成立している。この時、探偵小説の制度性を解き明かす「文学制度の社会学」がいまさら何を語りうるというのか。これが評者のつきつける問いです。

なるほど、文学ジャンルが制度であることを暴くだけでは、とりわけ探偵小説のようなゲーム性の高い物語領域では、ことさら面白味はないと言えるかもしれません。しかし、自らの関わっている制度が制度であると知っているということと、それがいかなる制度であるかを知っているということはどこまで同じことなのでしょうか。例えば、私は「家族」が制度であることを知っており、自覚的にその制度を利用しながら生きています。ですが、家族という制度の中には、私がまだ充分に自覚し意識化しえていない何かがあって、その言外に作用する何かをも含めて私の生活を規制しているように思います。そうであればこそ、家族の制度分析というものは、今なお（家族が制度であることを誰もが知っているような状況でも）有効なのだと言えるでしょう。

同じことが、文学制度についても考えられます。その生産と消費の過程に関わる者が自覚

的に「制度」として捉えているものに、制度総体を還元することはできない。ここに制度なるものの厄介な性格があるはずです。

こうした基底性に目を向けてみると、制度とはある形態を持った意識を蓋然的に生みだしていく装置のようなものだと考えることができます。作品の書き手や読み手が、物語ジャンルの制度性や虚構性を強く意識し、その約束事に対して自覚的な距離を取っていくという事態そのものが、制度的に規定されたひとつの現実だと言えるでしょう。読者が、探偵による探究の物語に自分のアイデンティティの探究を重ね合わせる必要はないと意識しているということも、それはそれなりに制度化された「受容」の構えであるはずです。そして、何事かの自覚・意識化を促すという作用は、やはり何事かを意識の外へと逸らしていく働きを常に伴うのだと私は（わりあい素朴に）考えています。「制度分析」が最終的に問題化しなければならないのは、その基底的な構造化のメカニズムにあると思います。

しかし、そうはいったものの、それを具体的にどう研究のプログラムへと移し換えていくのかという問題はかなり難問です。とりわけ、人が探偵小説を読むことによって何をしているのか。それは正統文学の読書とどう異質なのか。これをうまく摘出するための手段はどこにあるのか。こうした一連の問いには、確かにデュボアはうまく答えてくれません。したがってそれは私にとっての宿題となりますが、これについてはもう少し時間をかけて考えさせて下さい。

（すずき　ともゆき　法政大学社会学部）